

工 事 成 績 評 定 表

主管課名																				
工事番号		第		号		工 事 名								工事場所						
受注者名						令和 年 月 日 から				完 成 日 令和 年 月 日				現場代理人						
契約金額（最終）						円		令和 年 月 日 まで				完成届受付日 令和 年 月 日				主任（監理） 技術者				
考 査 項 目 ※6		主任 監 督 員					総 括 監 督 員							検 査 員						
		氏名					氏名							氏名						
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I 施工体制一般	1.0	0.5	0	△ 5.0	△ 10.0														
	II 配置技術者	3.0	1.5	0	△ 5.0	△ 10.0														
2. 施工状況	I 施工管理	4.0	2.0	0	△ 5.0	△ 10.0								5.0		2.5		0	△ 7.5	△ 15.0
	II 工程管理	4.0	2.0	0	△ 5.0	△ 10.0	2.0		1.0		0	△ 7.5	△ 15.0							
	III 安全対策	5.0	2.5	0	△ 5.0	△ 10.0	3.0		1.5		0	△ 7.5	△ 15.0							
	IV 対外関係	2.0	1.0	0	△ 2.5	△ 5.0														
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	4.0	2.0	0	△ 2.5	△ 5.0								10.0	7.5	5.0	2.5	0	△ 10.0	△ 20.0
	II 品質	5.0	2.5	0	△ 2.5	△ 5.0								15.0	12.0	7.5	4.0	0	△ 12.5	△ 25.0
	III 出来ばえ													5.0		2.5		0	△ 5.0	
4. 工事特性	I 施工条件等への対応 ※2						(20～0)													
5. 創意工夫	I 創意工夫 ※3	7・6・5・4・3・2・1・0																		
6. 社会性等	I 地域への貢献等 ※4						10.0	7.5	5.0	2.5	0									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点							± 点						
評定点(65±加減点合計) ※1		① 点					② 点							③ 点						
評定点計(小数第1位止め) ※1		_____点 (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4= _____点)																		
7. 法令遵守等 ※7							△ 点													
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※8						対象外 履行			不履行 △ 点										
評定点合計（整数） ※9		_____点 (評定点計 _____点 － 7. 法令遵守等 _____点 － 8. 総合評価技術提案不履行 _____点 = _____点)																		
所 見 ※5		(主任監督員)					(総括監督員)							(検査員)						

※1 1～3の評定（±加減点合計）+4～6の評定（加点合計）+6.5点＝評定点（6.5±加減点合計）

※2 4. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価にあたっては、主任監督員から報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 5. 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 6. 社会性等の評価では、地域への貢献の観点から加点評価のみとする。

※5 所見は、①②③の評定点が8.0点以上または6.0点未満の場合において個別に記載する。

※6 各考查項目ごとの採点は、検査員に先立ち、主任監督員、総括監督員が記入する。

評定点計は、四捨五入により少数第1位まで記入する。

厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価

7. 法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、総括監督員が行う。

8. 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択し減点する。

評定点合計は、四捨五入により整数とする。

細目別評定採点表

項 目	細 目	主任監督員	総括監督員	工事検査員	細目別評定点	
1. 施工体制	I 施工体制一般	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9	3.3点
	II 配置技術者	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9	4.1点
2. 施工状況	I 施工管理	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9点		0.0 × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.4	13.0点
	II 工程管理	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9点	0.0 × 0.2 + 3.2 = 3.2点		6.1	8.1点
	III 安全対策	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9点	0.0 × 0.2 + 3.3 = 3.3点		6.2	8.8点
	IV 対外関係	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9	3.7点
3. 出来形・出来ばえ	I 出来形	0.0 × 0.4 + 2.8 = 2.8点		0.0 × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.3	14.9点
	II 品質	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9点		0.0 × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.4	17.4点
	III 出来ばえ			0.0 × 0.4 + 6.5 = 6.5点	6.5	8.5点
4. 工事特性(加点のみ)	I 施工条件等への対応		0.0 × 0.2 + 3.3 = 3.3点		3.3	7.3点
5. 創意工夫(加点のみ)	I 創意工夫	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9点			2.9	5.7点
6. 社会性等(加点のみ)	I 地域への貢献度		0.0 × 0.2 + 3.2 = 3.2点		3.2	5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)			0.0 × 1.0 = 0.0点		0.0	点
評点点数		26点	13点	26点	65.0	100.0点

上 第 号の
令 和 年 月 日

受注者

上越市長 中 川 幹 太
(部 課)

工事検査結果通知書

下記工事の検査結果を通知します。

記

検査の種類	☒ しゅん工検査 ☐ 部分払い検査
工事番号	
工事名	
工事場所	上越市
請負金額	円
契約工期	～
完成日	(完成届受付日)
検査日	
検査結果	検査の結果、合格と認めます。
評定	C
摘要	このたびの工事は標準的な工事です。今後も技術水準の向上に努められ、他の模範となる優秀な工事を目指して施工してください。

上 第 号の
令和 年 月 日

受注者

上越市長 中 川 幹 太
(部 課)

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、上越市建設工事成績評定実施要綱に基づき評定した結果を通知します。

記

工事番号				
工 事 名				
工事場所	上越市地内			
工 期	着工			
	完成			
完成検査日				
評 定	C			
	評価項目	細 別	評定点	満 点
	1.施工体制	I.施工体制一般	2.9	3.3
		II.配置技術者	2.9	4.1
	2.施工状況	I.施工管理	9.4	13.0
		II.工程管理	6.1	8.1
		III.安全対策	6.2	8.8
		IV.対外関係	2.9	3.7
	3.出来形及び出来ばえ	I.出来形	9.3	14.9
		II.品質	9.4	17.4
		III.出来ばえ	6.5	8.5
	4.工事特性(加点のみ)	施工条件等への対応	3.3	7.3
	5.創意工夫(加点のみ)	創意工夫	2.9	5.7
	6.社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	3.2	5.2
	7.法令遵守等及び総合評価(減点のみ)		0.0	
	評定点計		65.0	100
	評定点合計(四捨五入)		65	

なお、評定の結果に疑問があるときは、市長に対してその疑問を付してこの通知を受け取った日から14日(休日を含む)以内に書面により説明を求めることができます。
疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。
なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

送付先及び
手続きの問い合わせ先
〒943-8601
上越市木田1丁目1番3号
上越市 部 課
TEL 025-526-5111 内線
Email

建設工事 成績評定の方法

上越市建設工事成績評定実施要綱第4条第3項に規定する市長が定める成績評定の方法は下記によるものとする。

記

1. 成績評定は、別紙N0.1の建設工事成績評定表に基づき算定された評定点を、次のとおり区分するものとする。

評定の区分			
ランク	評定点	区分の基準	
A	80点以上		他の模範となる優秀な工事
B	75点以上80点未満	標準的工事	Aランクではないが、標準的工事の中で優秀なもの
C	65点以上75点未満		標準的な工事
D	60点以上65点未満		Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	60点未満		今後指名停止となる工事

2. 主任監督員は、課長等から監督を命じられた者で、原則的に設計及び積算を行った者とする。(監督要領第4条第2項)
3. 上記2. に定める以外の主任監督員は、財務規則第143条第4項に規定する者とする。(監督要領第4条第3項の後段、及び同条第4項)
4. 総括監督員は、課長等自ら又は課長等から指名された者で、建設工事の監督に関する主管課の全体を掌握できる者とする。(監督要領第4条第1項)
5. 検査員は、上越市建設工事成績評定実施要綱第3条第3項に規定する者とする。